

○島根県警察サイバー事案対処能力検定に関する訓令

(令和元年6月26日島根県警察訓令第4号)

島根県警察サイバー犯罪捜査検定に関する訓令(平成24年島根県警察訓令第9号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、サイバー事案への対処(以下「サイバー事案対処」という。)に関する知識及び技能の向上に資するため、島根県警察サイバー事案対処能力検定(以下「能力検定」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 能力検定に関する事項は、別に定める島根県警察サイバーセキュリティ対策委員会(以下「委員会」という。)が管理する。

(能力検定の級位)

第3条 能力検定の級位は、初級及び中級(以下「各級位」という。)とする。

(能力検定の実施等)

第4条 各級位の能力検定は、毎年度1回以上実施する。

- 2 初級の能力検定は学科試験により、中級の能力検定は学科試験及び実技試験によりそれぞれ行うものとする。
- 3 各級位の能力検定の対象となる知識及び技能は次表のとおりとする。

初級	1 サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する基本的な知識 2 サイバー事案対処に関する基本的な知識及び技能であって、サイバー事案対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの
中級	1 サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する専門的な知識 2 サイバー事案対処に関する専門的な知識及び技能であって、サイバー事案対処に従事するために必要なもの

- 4 実技試験は、中級の学科試験に合格した者について行うものとする。ただし、必要に応じてこれを学科試験に代えることができる。
- 5 各級位の学科試験時間及び出題数は、おおむね1時間・20問とし、中級の実技試験時間は、おおむね30分とする。

(能力検定の受検資格)

第5条 能力検定の受検資格は、次の各号に掲げる級位に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 初級 第3条に定める能力検定の級位を有しない全ての警察職員(会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。次号において同じ。)
- (2) 中級 初級の資格を有する者

(受検の手続)

第6条 所属長は、能力検定実施の都度、これを受けようとする者を調査し、島根県警察サイバー事案対処能力検定受検申請書（様式第1号）により、島根県警察本部長（以下「本部長」という。）に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、島根県警察学校初任科及び島根県警察学校サイバー捜査専科の入校者が入校期間中に能力検定を受検する場合は、前項の申請は要しない。

（合格基準）

第7条 各級位の検定試験は、70パーセント以上の成績であることをもって合格とする。ただし、学科試験及び実技試験の両方を実施する場合は、それぞれ70パーセント以上の成績をもって合格とする。

（合格者の通知）

第8条 本部長は、能力検定に合格した者（次条第1項の規定により各級位の能力検定に合格したものとみなされた者を含む。）について、島根県警察サイバー事案対処能力検定合格通知書（様式第2号）により当該合格した者の所属長に通知するものとする。

（能力検定に関する特例合格）

第9条 本部長は、次の各号に掲げる級位に応じ、当該各号に定める者を、当該級位の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者として能力検定を行わずにそれぞれの級位の能力検定に合格したものとする。

- (1) 初級 独立行政法人情報処理推進機構が実施する基本情報技術者試験、応用情報技術者試験若しくは情報処理安全確保支援士試験に合格した者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者又は情報処理安全確保支援士資格の認定を受けた者（次号において「情報処理安全確保支援士試験に合格した者等」という。）その他別表に定める資格を取得している者であって、サイバー事案対処に関する基本的な要領を理解するために必要な知識及び技能を有すると認められる者
- (2) 中級 独立行政法人情報処理推進機構が実施する応用情報技術者試験又は情報処理安全確保支援士試験に合格した者等その他別表に定める資格を取得している者であって、サイバー事案対処に従事するために必要な知識及び技能を有すると認められる者

2 所属長は、前項の基準に該当する者がいる場合は、初級能力検定免除申請書（様式第3号）又は中級能力検定免除申請書（様式第4号）により、本部長に対して前項の規定による能力検定の免除を申請するものとする。

（他の都道府県警察が行う能力検定との関係）

第10条 他の都道府県警察が実施した各級位の能力検定に合格した者は、この訓令による能力検定の当該級位に合格したものとみなす。

（合格者台帳の備付け）

第11条 委員会は、島根県警察サイバー事案対処能力検定合格者台帳（様式第5号。次項において「台帳」という。）を備え付け、各級位ごとの合格者を登載し、整理保存するものとする。

- 2 委員会は、他の都道府県警察が実施した各級位の能力検定の合格者について、当該合格者を台帳に登載し、整理保存するものとする。

(細部事項)

第12条 この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施に関し必要な細部事項は、委員会が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の島根県警察サイバー犯罪捜査検定に関する訓令（次項において「旧訓令」という。）第3条の規定による級位を取得している者は、この訓令第3条の規定による同一の級位を取得したものとみなす。

- 3 この訓令の施行の際、現に保存されている旧訓令第11条の規定による島根県警察サイバー犯罪捜査検定合格者台帳は、この訓令第11条の規定による島根県警察サイバー犯罪等対処能力検定合格者台帳とみなす。

附 則（令和2年3月31日島根県警察訓令第22号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日島根県警察訓令第15号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月29日島根県警察訓令第28号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の島根県警察サイバー犯罪等対処能力検定に関する訓令（次項において「旧訓令」という。）第3条の規定による初級又は中級の級位を取得している者は、この訓令による改正後の島根県警察サイバー事案対処能力検定に関する訓令（次項において「新訓令」という。）第3条の規定による初級又は中級の級位を取得した者とみなす。

- 3 旧訓令第11条の規定による島根県警察サイバー犯罪等対処能力検定合格者台帳は、新訓令第11条の規定による島根県警察サイバー事案対処能力検定合格者台帳とみなす。

(警察官の昇任に関する訓令の一部改正)

- 4 [略]

別表 [略]

様式 [略]